

訪問看護サービス契約書

訪問看護サービス重要事項説明書

【介護保険・介護予防訪問看護】

有限会社 ナースケアー

ナースケアー湘南訪問看護ステーション

神奈川県藤沢市鵠沼橘1-2-4-502

TEL:0466-23-4500

重要事項説明書

1. サービスの内容

(1)事業者は、次のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。

(2)サービス内容の詳細については、利用者の希望を確認した上で実施します。

【サービス内容区分】

- ①病状観察 ②清潔援助 ③褥瘡予防/処置 ④リハビリテーション ⑤食事/排泄の介助、指導
⑥カテーテルなど医療機器の操作、援助、管理 ⑦ターミナルケア ⑧療養生活指導
⑨その他、医師の指示に基づく処置

2. 訪問看護の利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りであり、ご利用者様からお支払いいただく「利用者負担金」は原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

【訪問看護費】

①介護予防訪問看護（要支援1・2の方）

サービス内容 1回あたりの所要時間	単位数	基本利用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分未満（予防訪看Ⅰ1）	303	3,284円	329円	657円	986円
20分以上30分未満（予防訪看Ⅰ2）	451	4,888円	489円	978円	1,467円
30分以上1時間未満（予防訪看Ⅰ3）	794	8,606円	861円	1,722円	2,582円
1時間以上1時間30分未満（予防訪看Ⅰ4）	1,090	11,815円	1,182円	2,363円	3,545円

②訪問看護（要介護1～5の方）

サービス内容 1回あたりの所要時間	単位数	基本利用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分未満（訪看Ⅰ1）	314	3,403円	340円	680円	1,020円
20分以上30分未満（訪看Ⅰ2）	471	5,105円	510円	1,020円	1,530円
30分以上1時間未満（訪看Ⅰ3）	823	8,921円	892円	1,784円	2,676円
1時間以上1時間30分未満（訪看Ⅰ4）	1128	12,227円	1,222円	2,444円	3,666円

③理学療法士等による訪問（予防）（要支援1・2の方）※原則契約期間1年間

サービス内容 1回あたりの所要時間	単位数	基本利用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分	284	3,079円	308円	616円	924円

※療法士によるリハビリ利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた場合、△15単位（10割で約162円）減算となります。

④理学療法士等による訪問（要介護1～5の方）

サービス内容 1回あたりの所要時間	単位数	基本利用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分	294	3,187円	319円	638円	957円

⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護

サービス内容	単位数	基本利用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1～4	2,961	32,097円	3,210円	6,420円	9,630円
要介護5	3,761	40,769円	4,077円	8,154円	12,231円

※准看護師が訪問看護を行った場合は、所定単位数の90%に相当する単位数を算定します。

※同一建物に居住する利用者が20人以上になる場合は、所定単位数の90%に相当する単位数を算定します。

※上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。

なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※上記本文にも記載の通り、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

3.加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	単位数	加算額			
			基本利用料	利用者負担金		
				1割負担	2割負担	3割負担
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18～22時)又は早朝(6～8時)にサービスを提供する場合		訪問看護費基本利用料＋25%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供する場合		訪問看護費基本利用料＋50%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
初回加算(Ⅰ)	病院、診療所または介護保険施設から退院または退所した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行なった場合(1月目のみ)	350	3,794円	380円	759円	1,139円
初回加算(Ⅱ)	初回加算(Ⅰ)の要件以外の初回指定訪問看護を行なった場合(1月目のみ)	300	3,252円	326円	651円	976円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)	6	65円	6円	12円	18円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に対し、勤務環境に配慮した体制を整えつつ、常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急時訪問を行う体制がある場合。(1月につき)	600	6,504円	651円	1,301円	1,952円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行なった場合(一月につき)	500	5,420円	542円	1,084円	1,626円
特別管理加算Ⅱ		250	2,710円	271円	542円	813円
口腔連携強化加算	口腔の件区お状態の評価を実施し、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合(1月につき)	50	542円	54円	108円	162円
長時間介護予防訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行なった場合(1回につき)	300	3,252円	326円	651円	976円
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	254	2,753円	275円	550円	825円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	402	4,358円	436円	872円	1,308円
複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	201	2,179円	218円	436円	654円
	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	317	3,436円	343円	686円	1,029円
退院時共同指導加算	退院、又は退所するにあたり、病院等の主治医等と共同で指導を行い、その内容を提供した場合。(退院・退所につき1回、特別な管理を必要とするものの場合は2回に限り)	600	6,504円	651円	1,301円	1,952円
ターミナルケア加算 *要介護1～5のみ	利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行なった場合(当該月につき)	2500	27,100円	2,710円	5,420円	8,130円
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援するべく、指導をした場合	250	2710円	271円	542円	813円

4.自己負担金等について

- (1) 藤沢市は地域区分単位が4級地で、1単位が10.84円となります。
- (2) 1単位10.84円を乗じて得られた保険給付分を事業者が国保連に請求し、保険給付分を除いた金額が自己負担金となります。
- (3) 自己負担金は介護保険負担割合証に記載されている負担割合によって異なります。
- (4) 通常のサービス地域を超える地域に訪問する場合、実費相当の交通費の支払いが必要となります。
- (5) 自己負担金は自動口座引き落としとさせていただきます。ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします
- (6) 上記の自己負担金は「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、一旦利用者が基本利用料及び加算を支払い、その後、市町村に対して保険給付分を請求することになります。介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。なお、介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります。
- (7) その他、訪問看護ステーションにエンゼルケアを依頼した場合、その費用として12,000円を別途に徴収いたします。尚、介護保険適用外となりますので、全額自己負担になります。

5.秘密保持について

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報について、法令に定める場合や利用者が同意した居宅サービス計画に記載された事業者に対する情報提供を行う場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

6.キャンセル

- (1) サービスの利用を中止する場合には、速やかにご連絡ください。

電話:0466-23-4500 FAX:0466-27-8280

- (2) 次のとおりキャンセル料を申し受けることになりますのでご了承ください。

時間	キャンセル料
サービス利用前々日	基本利用料の50%
サービス利用前日	基本利用料の75%
サービス利用当日	基本利用料の100%

7. 事故発生時の対応

万一事故が発生した場合は速やかに適切な対応を行った後、
重大事故に関しては市町村への報告を致します。

8. 事業所の概要

事業所名及び所在地	ナースケア湘南訪問看護ステーション 藤沢市鵜沼橋1-2-4-502
提供可能サービス及び 事業者指定番号	訪問看護・介護予防訪問看護 神奈川県1462290088号
通常サービス実施地域	藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、逗子市、横須賀市

	業務、職種	
管理者	管理業務	1名
訪問看護師等	看護師、准看護師、理学療法士、 作業療法士、言語聴覚士	2.5名以上

9. 事業所の職員体制等

	平日	土曜日	日曜日・祝祭日
事務所	9:00～18:00	9:00～18:00	9:00～18:00

10. 営業時間

上記以外の時間帯については、別途ご相談にて対応致します。

11. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談窓口	電話:0466-23-4500 FAX:0466-27-8280
---------	----------------------------------

(2) 公的機関においても、苦情の申し出等が出来ます。

公的機関	電話番号
藤沢市介護保険課	0466-50-3527
鎌倉市高齢者いきいき課	0467-61-3947
茅ヶ崎市高齢福祉介護課	0467-82-2126
神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)	045-329-3447

12. 当社の概要

名称・法人種別、代表者 名	有限会社ナースケアー 代表取締役 菅原健介
本社所在地・電話	藤沢市鵜沼橋1-2-4 0466-26-3980
業務の概要、事業所数	介護保険関連事業 4事業所

居宅サービス契約書

第1条（サービスの目的）

事業者は介護保険法等の関係法令およびこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付および予防給付の対象となる訪問介護サービスを提供します。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。

上記の契約期間満了日の7日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。契約期間は、利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。

第3条（個別サービス計画等）

事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画(ケアプランおよび介護予防ケアプラン)に沿って、計画的にサービスを提供します。

第4条（利用者負担金及びその滞納）

サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに前頁に記載するとおりとします。なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。

【2】利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金

【償還払いの場合は基本利用】を1ヶ月以上滞納した場合には、

事業者は2週間の期間を定め、その期間満了までに利用料を支払わない場合は契約を解除する旨勧告をすることができます。

【3】前項の勧告をしたときは、事業者は、居宅サービス計画(ケアプラン

および介護予防ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

事業者は前項に定める協議等の努力を行いかつ第2項に定める期間が満了した場合は、この契約を解除することができます。

第5条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対しいつでも7日以上予告期間をもって、この契約を解約することができます。

第6条（事業者の解除権）

事業者は、人員不足等やむを得ない事情がある場合、又は利用者や家族の著しい背信行為により契約を継続する事が困難となった場合に、7日以上予告期間をもって、この契約を解除することができます。この場合、事業者は、居宅サービス計画(ケアプランおよび介護予防ケアプラン)を作成した介護支援事業者に、その旨を連絡します。

第7条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 第2条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- (2) 第6条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき
- (3) 第7条で定める条件が満たされ、かつ事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- (4) 次の理由で利用者にサービスを供給できなくなったとき
 1. 利用者が要介護認定または要支援認定を受けられなかったとき
 2. 利用者が死亡したとき

第8条（事故時の対応）

事業者は、居宅介護サービス実施にあたり利用者の生命/身体/財産に損害を与えた場合には、その損害を加入している保険の保障内容(対人,対物賠償2億円等)において賠償します。ただし自らの責めに帰すべき事由にない場合は、この限りではありません。

第9条（秘密保持）

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報について、法令に定める場合や利用者が同意した居宅サービス計画に記載された事業者に対する情報提供を行う場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

第10条（苦情対応）

利用者は、居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情対応の窓口及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。事業者は、利用者が苦情申し立てを行ったことを理由として何ら不利益な取り扱いをすることはありません。

第11条（契約外条項など）

この契約及び介護保険法とその他の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者との協議により定めます。

【2】の契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約が必要になります。

第12条（虐待防止に関する事項）

【1】事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

【2】事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

個人情報使用同意書

有限会社ナースケアーが運営する以下の事業所でのサービス提供に関して、私及び私の家族の個人情報については、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1. 使用目的

当該サービス事業所が提供する介護（介護予防）サービスを円滑に提供するために実施する担当者会議、関係する医療機関、行政機関、他の介護サービス事業者等において必要な場合。

2. 使用する社員の範囲

利用者に対してサービス提供又は相談事業等を担当する職員

3. 使用する期間

当該事業所との契約を有する期間

4. 条件

(1)個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

事業者所在地:藤沢市鵠沼橘1-2-4

事業者名: 有限会社ナースケアー

代表者名:代表取締役 菅原健介

説明者：

上記、重要事項説明・契約事項・個人情報の取り扱いについて説明を受け、同意し、交付を受けました。

(利用者) 住所：

氏名： 印

上記家族及び代理人(家族及び代理人を選任した場合)

住所：

氏名： 印